

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請	一	(循環型社会推進課)
○平成二十七年における主要農作物の原種の価格	一	(農産園芸環境課)
○保安林の指定の予定	二	(森林整備課)
○建設業許可の取消し	二	(事業管理課)
○道路の区域変更	三	(道 路 課)
○都市計画事業の認可	三	(都市計画課)
○土地区画整理組合の解散の認可	三	(同)
○東北歴史博物館特別展「医は仁術宮城展」に係る観覧料の徴収事務の委託	三	(教育庁文化財保護課)
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	四	(環境対策課)
教育委員会		
○教育委員会定例会の開催	五	
選挙管理委員会		
○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(平成二十五年分)	六	
告 示		
○宮城県告示第百十三号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の		

規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。
なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成二十七年二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 齋藤建設株式会社

2 所在地 宮城県東松島市小松字伊勢前九十一番地一

3 代表者の氏名 代表取締役 齋藤 稔

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県石巻市北村字草田七十番一の一部、字海上四十七番二の一部

三 新設又は変更の別

新設

四 産業廃棄物処理施設の種類

木くず又はがれき類の破碎施設

五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

六 申請年月日

平成二十七年一月九日

七 縦覧場所等

1 縦覧場所 東部保健福祉事務所(石巻保健所)

2 縦覧期間 平成二十七年二月六日から平成二十七年三月六日まで(午前八時三十分から午後五時十五分まで)

八 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成二十七年三月二十三日

2 提出場所 東部保健福祉事務所(石巻保健所)

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人に

あつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語によ

り記載すること。)

○宮城県告示第百十四号

主要農作物原種配付規則(平成十四年宮城県規則第四十四号)第三条第一項の規定により、配付す

る原種の価格を次のとおり定める。

平成二十七年二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

原種の種類	原種一キログラム当たりの価格
稲 うるち	四百一円
稲 もち	四百八十二円
大豆 大・中粒	五百七十一円
大豆 極小粒	六百四十六円

○宮城県告示第百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十七年二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林予定森林の所在場所
 気仙沼市横沼二八五の二、二八六、二八七の二、二八八の一、二八八の二、二八九、三二四の二、三二四の四、三二七の二、三二七の四、三三二
 - 二 指定の目的
 潮害の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役

所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十七年二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 許可を取り消した年月日
 平成二十七年二月六日
- 二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設業の種類	受付年月日
太田 建築 正	白石市字北無双作六十	般一二十	全部建設業	平成二十六年十二月十六日
小山 金属板金工 業 嘉一郎	気仙沼市河原田一丁目一七	般一二十	全部建設業	平成二十六年十二月十九日
有限会社阿部建 築 正春	大崎市古川石森字宮在 家五十一	般一二十	全部建設業	平成二十六年十二月十七日
有限会社京和住 建 大和田 和良	岩沼市南長谷字原西九 十七一三十六	般一二十	全部建設業	平成二十六年十二月二十五日
加藤 建築 利夫	遠田郡美里町北浦字小 屋敷前一	般一二十	全部建設業	平成二十六年十二月二十二日
有限会社ヒナタ ハウジング 日向 正久	遠田郡美里町字桜木町 百五十四	般一二十	全部建設業	平成二十六年十二月二十四日
株式会社岡崎工 業 啓祐	仙台市若林区古城三丁 目七一五二〇一	般一二十	全部建設業	平成二十六年十二月十七日

株式会社仙塩 ホーム・サービ ス内 章	塩竈市花立町二十三 十九	般一二十一 第一万八千六 百五十二号	全部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十六年 十二月十六日
---------------------------	-----------------	--------------------------	------------------------	------------------

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月六日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三百四十九号
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
伊具郡丸森町耕野字沼八五番六地先か ら 同郡同町耕野字沼一一六番一地先まで	前 A	敷地 四・八 三〇・〇	敷地 四四〇・〇	上記 A 及び B は、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。	
	後 B	敷地 一〇・八 六〇・七	敷地 三九八・三		

○宮城県告示第百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十七年二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称
石巻市
- 二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・十四号七窪蛇田線及び三・五・十九号運河内海橋線

三 事業施行期間

平成二十七年二月六日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 取用の部分

宮城県石巻市山下町一丁目、田道町一丁目、清水町一丁目、字清水尻、南中里三丁目及び南中里四丁目地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第百十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により、土地区画整理組合の解散について、次のとおり認可した。

平成二十七年二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

石巻市蛇田中央土地区画整理組合

二 事務所所在地

石巻市恵み野四丁目十二番地一

三 解散事由

事業の完成

四 解散認可の年月日

平成二十七年一月三十日

○宮城県告示第百二十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、東北歴史博物館特別展「医は仁術宮城展」に係る前売観覧料の徴収事務を平成二十七年一月二十一日次のとおり委託した。

平成二十七年二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方
 仙台市太白区八木山香澄町二十六番一号
 東北放送株式会社
 仙台市青葉区五橋一丁目二番二十八号
 株式会社河北新報社

二 委託期間
 平成二十七年二月六日から平成二十七年四月十七日まで

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年二月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 業務名 平成二十七年年度公共用水域（河川・湖沼）水質分析等業務委託
- 2 仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 契約期間 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
- 4 納入場所 宮城県環境生活部環境対策課
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）

第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

5 計量法（平成四年法律第五十一号）第百七条に規定する計量法の事業（計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）別表第四に規定する「水又は土壌中の物質の濃度に係る事業」）の登録を受けていること。

6 宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一一三三五）へ平成二十七年二月二十三日（月）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県環境生活部環境対策課水環境班(担当 高橋 圭 電話〇二二二二二二二二六六六)

3 入札説明書の交付期限

平成二十七年三月四日(水)午後五時まで

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年三月四日(水)午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十七年三月十日(火)から平成二十七年三月十八日(水)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十七年三月十八日(水)午後五時まで

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送により入札書を提出する場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十七年三月十九日(木)午後三時

宮城県庁行政庁舎十三階 環境生活部会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加えた金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item(s)/Service(s) Required : Water quality analysis of river and lake 1 set.

2 Deadline to Submit Bid : March 18, 2015, 5 : 00 p.m.

3 Place and Time of Bid Selection : March 19, 2015, 3 : 00 p.m., Miyagi Prefectural Government building, 13th Floor, Environment and Lifestyle Department Meeting Room

4 Contact : Kei Takahashi, Environmental Measures Division, Environment and Lifestyle Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, Tel: 022-211-2666

5 Currency and Language to be Used for the Contracting Process : Japanese and Japanese yen

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第三号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十七年二月六日

宮城県教育委員会

一 日時 平成二十七年二月十三日 午後一時三十分
 二 場所 教育委員会会議室
 三 事件

第一号議案 職員の人事について

第二号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

第三号議案 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について

第四号議案 宮城県特別支援教育将来構想について

第五号議案 宮城県指定文化財の指定について

第六号議案 宮城県多賀城跡調査研究委員会委員の人事について

第七号議案 東北歴史博物館協議会資料収集部会委員の人事について

第八号議案 宮城県文化財保護審議会部会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二二二二一三六一一)

選挙管理委員会

○宮選管告示第十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十五年分収支報告書について、訂正の報告書が提出されたので、平成二十六年宮選管告示第百二十四号の一部を次のとおり改める。

平成二十七年二月六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

自由民主党宮城県第一選挙区支部の平成二十五年分収支報告書の要旨の

1 収入総額中

「1 収入総額 29,577,924円」を「1 収入総額 28,777,924円」に改める。

「本年収入額 20,288,000円」を「本年収入額 19,488,000円」に改める。

3 本年収入の内訳中

「寄附 4,810,000円」を「寄附 4,010,000円」に改める。

「個人分 1,120,000円」を「個人分 320,000円」に改める。

5 寄附の内訳中

「奥田和男 800,000円 仙台市青葉区」を削る。

土井とおるチャレメン21の平成二十五年分収支報告書の要旨の

2 支出総額中

「2 支出総額 6,105,832円」を「2 支出総額 6,035,832円」に改める。

4 支出の内訳中

「政治活動費 3,723,446円」を「政治活動費 3,653,446円」に改める。

「組織活動費 734,572円」を「組織活動費 664,572円」に改める。

自由民主党宮城県参議院選挙区第二支部の平成二十五年分収支報告書の要旨の

2 支出総額中

「2 支出総額 23,259,537円」を「2 支出総額 23,259,653円」に改める。

4 支出の内訳中

「経常経費 18,981,150円」を「経常経費 18,981,266円」に改める。

「事務所費 7,487,980円」を「事務所費 7,488,096円」に改める。